

国民健康保険における普通調整交付金の算定方法見直しを求める意見書（案）

市町村の国民健康保険は、加入者の高齢化に伴い医療費が増加する一方で、低い所得水準、景気の低迷などから保険料収入は伸び悩むなど、構造的に脆弱な財政基盤を抱え非常に厳しい財政状況に陥っており、横浜市も例外ではない。

国が交付する医療分の普通調整交付金は、市町村間の財政力の不均衡を調整する趣旨で、被保険者の所得水準を反映する理論上の収入と実際の医療費に基づいて算出されており、医療費が多くかかった市町村が有利となり、医療費の適正化に努める市町村が不利になる矛盾した仕組みとなっている。

横浜市では、国民健康保険制度創設以来、一度も医療分の普通調整交付金は交付されていない。このため不交付分を多額の一般会計繰り入れや保険料で賄っている状況である。

現行の算定方法では、普通調整交付金が交付された市町村が交付されていない市町村より一人当たりの保険料が安くなる逆転現象が生じるなど、著しく合理性を欠いた配分方法となっている。

現在、国において社会保障制度の将来像とその財源の問題が議論されており、厳しい財政を強いられている市町村国保のあり方も検討されているところである。

よって、政府におかれては、普通調整交付金の算定方法の抜本的な見直しを図り、横浜市のように医療費適正化に努める自治体にも交付されるよう強く要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 あて

横浜市議会議長

佐藤 茂